

第15 避難器具

「避難器具の基準」(昭和53年消防庁告示第1号)、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。)、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定める告示の施行について」(平成8年4月16日付消防予第66号)によるほか、次によること。

1 避難はしご

避難器具用ハッチに収納した金属製はしごは、下降時の体の方向は、壁体に面することとする。

2 滑り棒、避難ロープ

滑り棒及び避難ロープを設置できる防火対象物は、次のすべてに該当するものであること。

- (1) 設置する階数は2以下で、かつ、取付位置から地盤面その他下降面までが5m以下であること。
- (2) 設置を必要とする階の収容人員は20人以下であること。

3 避難橋

避難橋は、次によること。

- (1) 公共用道路上空以外に設置するもの

ア 避難橋の幅は60 cm以上とすること。

イ アルミニウム等高温により融解しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃性の材料で被覆すること。

ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りではない。

ウ 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けること。

エ 避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上の安全を確認すること。

オ 避難橋の付近の適宜の場所(橋の両端等)には、懐中電灯、ロープ等を収納した箱等を設けておくこと。

- (2) 公共用道路上空に設置するもの

ア 転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。

ただし、関係法令による許可を受けたものにあつては、この限りではない。

イ 移動式の避難橋は、その一端をヒンジ、ブラケット等で常時一方の建築物に緊結しておくものとし、避難時に容易に架設操作ができるものであること。

ウ 避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね5m未満とすること。

4 設置方法等

- (1) 省令第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものであること。

- (2) 2号告示第2、2の「避難器具専用室は避難に際し支障のない広さであること。」とは、おおむね2㎡以上であること。
- (3) 避難器具を取付ける固定部の位置は、努めて火災の際、煙の滞留するおそれの少ない位置とすること。

5 避難上有効な開口部を有しない壁のある区画の取扱いについて

(1) 階段の個数の算出

政令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段の設置個数の算定については、省令第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分（以下「区画された部分」という。）ごとに地上に直通する階段の個数を算出するものであること。

(2) 避難器具の設置個数の算定

ア 政令第25条第2項第1号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

イ 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が1である場合等、避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、できる限り区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。

6 避難器具の選定

避難器具の選定に関する事項は、政令第25条の規定によるほか、次によること。

- (1) 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて滑り台とすること。
ただし、避難が困難な者の状況に応じて、救助袋とすることができる。
- (2) 外気に面する部分に、バルコニーその他これらに類するものが避難上有効に設けられている防火対象物に設置する避難器具は、努めて避難器具用ハッチに収められた金属製避難はしご又は救助袋とすること。
- (3) 劇場、百貨店、学校、博物館その他多数の者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて救助袋又は滑り台とすること。

7 標識

避難器具に係る標識は、2号告示第5によるほか、次によること。

- (1) 標識には、「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載すること。

ただし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合は、この限りではない。

表示の文字の大きさは縦横5cm以上とすること。

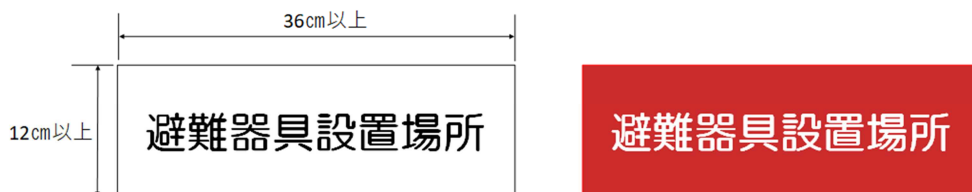
なお、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。

- (2) 標識の地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読み取れるものであること。

なお、「相互に対比色となる配色」とは、原則として地色を白色、文字を黒色とすること。

また、灯火とする場合は、常時点灯しているものであって、常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられるものであること。

○相互に対比色となる配色の例



8 屋外階段の取扱い

避難器具を設置しなければならない防火対象物に直通階段が2以上設けられている場合で、当該階段のうちいずれかが次の(1)から(3)に適合する屋外階段である場合は、当該階に設置する避難器具の個数は当該屋外階段を利用することができる階ごとにそれぞれ政令第25条第2項第1号の規定による避難器具の設置個数から当該屋外階段の数を引いた数とすることができる。

ただし、設置を省略できる避難器具の個数は、当該階に設けられている直通階段の数から1を減じた数以下であること。

- (1) 屋外階段は、不燃材料で造ったものであること。
- (2) 屋外階段の構造は、建基令第23条、第24条及び第25条の規定に適合したものであること。
- (3) 屋外階段は、避難階において、2号告示第31号(1)トの規定により設けた幅員1m以上の避難通路に面していること。